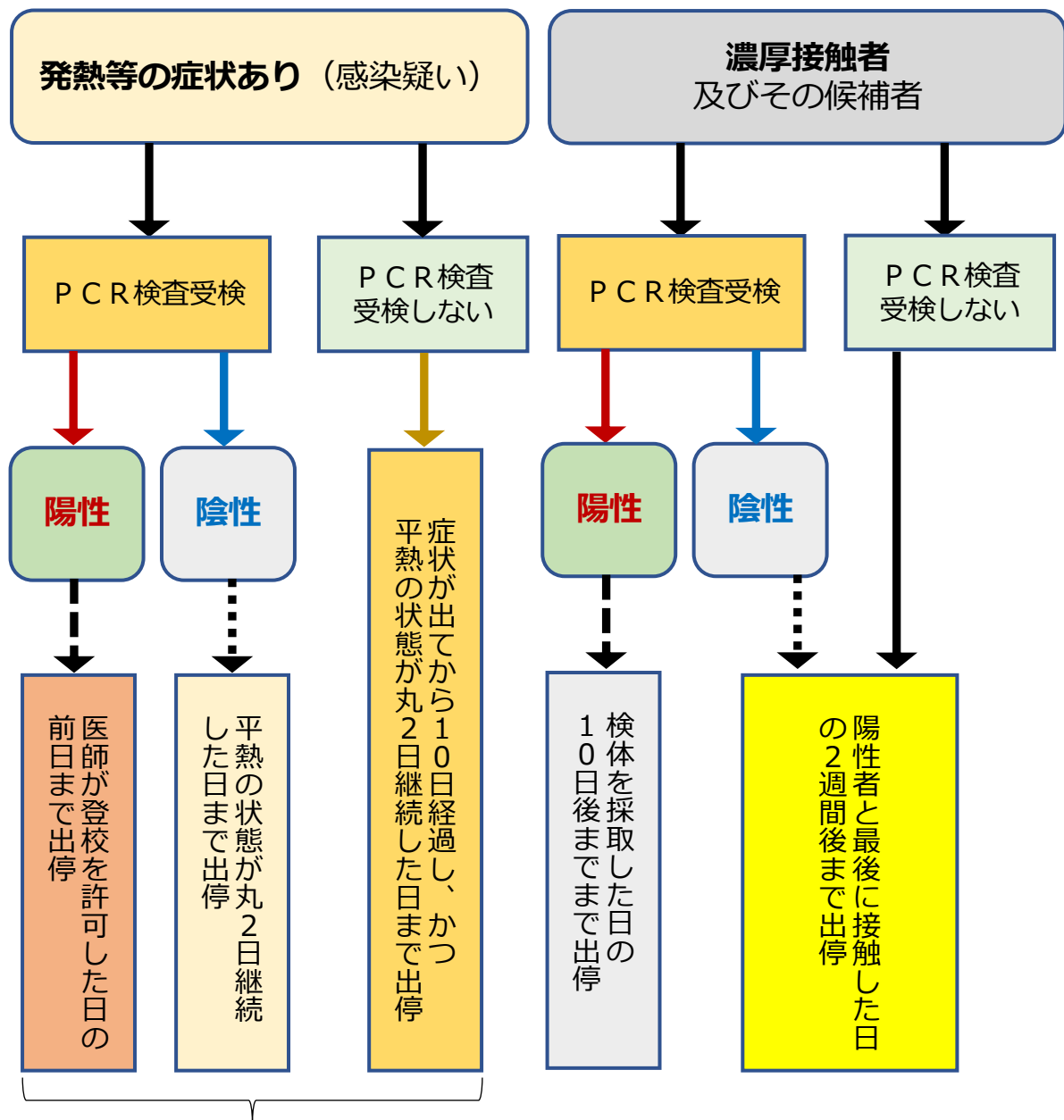


新型コロナウイルス感染症に係る出席停止期間の判断基準

令和3年8月30日

附属学校統括機構

保健所から濃厚接触者の特定がされない場合でも、文科省からの「対応ガイドライン（8/27）」に基づいて判定した「濃厚接触者の候補」も含めて以下の取扱いをすることとします。



加えて、登校までにすべての症状がなくなっている必要があります。何らかの症状が続いていれば出停を延長します。

「平熱の状態が丸2日継続した日」の考え方：
3日の夜半までに平熱に下がった場合、5日までを出停とする。4日の5時にまだ熱があり7時に下がった場合、6日までを出停とする。